

# ふるさと教育推進事業実施要綱

## 1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進していく。

このことにより、児童生徒の〔生きる力〕を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

## 2 事業内容

(1) 県は次に掲げる事業を行う。

- ① 市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示し、ふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- ② 市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。
- ③ ふるさと教育の推進を図るための教員研修を行うほか、市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会等を開催する。
- ④ ふるさと教育の推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。
- ⑤ 学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報を提供する。

(2) 市町村は次に掲げる事業を行う。

- ① 「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議等の活用も図りながら、開催する。
- ② 市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」の作成、小中9年間を見通した各学校の取組に対して指導・助言を行う。
- ③ 中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」を作成するために「中学校区ふるさと教育推進連絡会議」を、既存の会議等の活用も図りながら開催する。
- ④ 市町村における事業の推進を図るための、地域の特色を知り、課題について考える教職員を対象とした研修を開催する。
- ⑤ 中学校区で地域の教育資源の情報を共有し、学校支援担当者同士のつながりを深めるための連絡会を開催したり、学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会等を開催したりすることで学校支援体制の充実を図る。
- ⑥ ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。  
例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等
- ⑦ 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他の事業との有機的な連携を図るとともに、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。
- ⑧ ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(3) 学校は次に掲げる事業を行う。

- ① 次の各号に留意のうえ、教育課程の中に位置つけたふるさと教育を各学年で年間 35 時間以上実施する。
  - ア 地域にある教育資源 [ひと・もの・こと] と関わった学習内容を、各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理すること。
  - イ 学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定すること。その際、学校種間及び学年間の内容の系統性を考慮すること。
  - ウ 地域の人材等の活用を図ること。
- ② ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努める。

### 3 事業計画の提出

市町村は、「ふるさと教育推進計画」（様式 1）を策定し、「ふるさと教育推進計画」を踏まえて作成された各学校の「ふるさと教育実施計画」（様式 3）をとりまとめて、県教育委員会に提出するものとする。

### 4 事業に要する経費の交付

県教育委員会は、市町村と市町村立学校が実施するふるさと教育に係る経費を「ふるさと教育推進事業交付金交付要綱」に定めるところにより交付する。

### 5 事業実績報告

市町村は、事業終了後に、市町村の「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式 2）と各学校の「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式 4）を事業を完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、県教育委員会に提出するものとする。

### 6 その他

- (1) 県教育委員会は、必要に応じて事業の実施状況及び経理の処理状況について実態調査を行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑な実施のために必要なものは別に定める。

### 附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。